

復興特別区域法案みんなの党修正案骨子（案）

一 事業者からの新たな規制の特例措置等の申請

- 1 復興推進計画の区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者（以下「特定事業者」という。）は、内閣総理大臣に対し、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をすることができるものとする。
- 2 特定事業者は、1の提案をしようとするときは、あらかじめ、その提案に係る事業を実施しようとする区域の存する都道府県及び市町村と協議しなければならないものとする。
- 3 内閣総理大臣は、1の提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした特定事業者に通知しなければならないものとする。

二 地方公共団体の提案に対する国の尊重義務

- 1 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、認定地方公共団体等から提案がされた場合において、その提案が政令又は主務省令により規定された規制についての新たな規制の特例措置の整備を内容とするときは、当該特例措置の整備が当該政令又は主務省令に対する法律による当該規制に関する委任の趣旨並びに当該法律の趣旨及び目的並びに復興特別区域基本方針の趣旨に反する場合を除き、当該特例措置の整備その他の法制上の措置を講ずるものとする。この場合において法制上の措置を講じなかったときは、その理由をインターネットその他の方法により公表しなければならないものとする。
- 2 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、認定地方公共団体等から提案がされた場合において、その提案が法律により規定された規制についての新たな規制の特例措置の整備を内容とするときは、当該特例措置の整備に関し、必要な法制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

三 復興交付金の簡素化

- 1 特定市町村等は、東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する復興交付金事業計画を作成できるものとする
こと。
- 2 復興交付金事業計画には、同計画の区域、目標、期間、復興交付金に係る事業の概要その他政令で定める事項を記載するものとする
こと。
- 3 復興交付金に係る国及び地方公共団体の資金の流れについては、国の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする
こと。